

新富山県教育振興基本計画の策定について

資料2

平成28年5月27日

新計画策定の趣旨

- 教育振興基本計画の策定 (H25.9) 計画期間
H25～H29
地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの(教育基本法第17条第2項)
- 富山県教育大綱の策定 (H28.3) H28～H32
 - ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項)
 - ② 教育振興計画の上位計画として位置付け

➡ 大綱の内容に即して、
新たな教育振興基本計画を策定
(1年前倒し)

- ・新たな取り組みの追加
- ・私立学校・高等教育の充実
- ・文化芸術の追加
- ・地方創生等の新たな視点
- 等

新計画の策定の枠組み

- ① 教育大綱の基本理念、基本方針の踏襲
- ② 知事部局と教育委員会が連携して策定
- ③ 対象期間は5年間(H29～H33)
- ④ 幅広い意見を反映させる有識者による委員会の設置
※総合教育会議にも随時報告

<基本理念>

現行教育振興基本計画

富山から世界へ羽ばたき、未来を切り拓く
人材の育成
—真の人間力を育む教育の推進—

教育大綱

ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や
全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成
—真の人間力を育む教育の推進—

新計画の内容

- ① 教育大綱の項目、表現を基本
- ② 大綱に盛り込まれた新たな視点の導入
- ③ 大綱に記載済みの内容について深掘り
- ④ 大綱策定以後の国等における新たな施策の反映
- ⑤ 数値目標の設定

新計画の策定のスケジュール

